破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２４年（フ）第２２４号
札幌市西区八軒５条西１丁目２番７号
破産者　林山　俊一
１　破産債権の届出期間　平成24年５月25日まで
２　一般調査期日　平成24年６月27日午後４時30分
平成24年４月27日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１４１６号
大阪府守口市南寺方南通１丁目３番３号、開始決定時の住所大阪府守口市南寺方東通４丁目20番31―203号
破産者　木村　幸助
１　破産債権の届出期間　平成24年５月31日まで
２　一般調査期日　平成24年６月28日午後３時30分
平成24年４月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２４３１号
福岡県筑紫郡那珂川町片縄８丁目17番地
破産者　井上　妙子
１　破産債権の届出期間　平成24年６月５日まで
２　一般調査期日　平成24年７月５日午前11時
平成24年４月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４号
福岡市博多区榎田２丁目７番22号
破産者　株式会社ハヤシ
１　破産債権の届出期間　平成24年６月７日まで
２　一般調査期日　平成24年７月26日午前11時30分
平成24年４月26日
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４７号
大分県別府市大字野田11番地の７
破産者　賀来　廣志
１　破産債権の届出期間　平成24年６月15日まで
２　一般調査期日　平成24年７月24日午後３時
平成24年４月27日
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２４年（フ）第３１９号
大阪府池田市古江町86番地の63
破産者　谷畑よし子
異議申述期間　平成24年６月22日まで
平成24年４月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４０号
宮崎県串間市大字崎田635番地
破産者　竹島　善浩
異議申述期間　平成24年７月２日まで
平成24年５月１日
宮崎地方裁判所日南支部破産係

特別清算終結

平成２４年（ヒ）第１号
横浜市中区海岸通３丁目12番地ミナトイセビル７階
清算株式会社　株式会社ヨコソーライフサービス
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第２６号
京都市山科区小山小川町11番12番合地の１
清算株式会社　株式会社イワタコーポレーション
１　決定年月日　平成24年４月26日
２　主文　本件協定を認可する。
協定
第１　弁済の場所及び端数の処理
１　協定に基づく弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。ただし、振込手数料は清算会社の負担とする。
２　割合弁済の結果生じる１円未満の端数は、切り捨てる。
第２　弁済及び放棄
１　清算会社は、すべての債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日の月の同月末日までに、債権元本額の5.157％にあたる額を支払う。
２　協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、残債権全額を放棄する。
３　前項の弁済後、清算会社に、新たに財産が発見されたときは、これを清算人が換価した上、共益的債権及び優先的債権を優先的に弁済し、なお残額があるときは、債権額に按分して弁済する。この場合、上記によって弁済される額の範囲において、前項でした債権の放棄は、撤回されたものとする。
京都地方裁判所第５民事部

監督命令

平成２４年（再）第２号
広島市安佐北区安佐町久地916番地の１
再生債務者　株式会社アップル建設
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　広島市中区上八丁堀８番26号メープル八丁堀306号　幟立・為末法律事務所　弁護士　爲末　和政
平成24年４月27日
広島地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２４年（再）第１号
北海道虻田郡豊浦町字幸町90番11、住民票上の住所北海道虻田郡洞爺湖町栄町60番地９
再生債務者　桜井　千種
１　決定年月日時　平成24年４月25日午前11時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月23日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年６月27日から平成24年７月11日まで
札幌地方裁判所室蘭支部

平成２４年（再）第４号
大阪府堺市中区陶器北255番地１
再生債務者　株式会社宮内組
１　決定年月日時　平成24年４月25日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年６月１日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年７月４日から平成24年７月18日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（再）第１号
香川県坂出市府中町４番地１
再生債務者　株式会社ヨシイモータース
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後１時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年６月22日から平成24年６月29日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２４年（再）第２号
北九州市門司区丸山１丁目20番７号
再生債務者　福岡スプリットン工業株式会社
代表者代表取締役　中島祥次郎
１　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成24年５月25日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成24年６月22日から平成24年７月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

事業譲渡に関する株主総会の決議による承認に代わる許可

平成２３年（再）第３号
群馬県佐波郡玉村町大字福島80番地１
再生債務者　株式会社香樹舎
決定の要旨　平成24年４月３日付け事業譲渡許可申請書にかかる事業譲渡について会社法467条１項２号に規定する株主総会の決議による承認に代わる許可をする。
平成24年４月26日　　前橋地方裁判所民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２３年（再）第１５号
大阪市生野区巽南２丁目３番18号
再生債務者　ダイユー食品株式会社
１　決議に付する再生計画案　平成24年４月18日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成24年６月13日午後２時30分
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成24年５月28日
平成24年４月20日
大阪地方裁判所第６民事部